

平成 28 年度第 5 回指定管理者選定審査会会議録(概要)

1. 開催日時	平成 28 年 10 月 3 日(月) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 45 分
2. 開催場所	白井市役所 4 階 会議室 1
3. 出席者 (委員) (施設担当課) (事務局) (申請団体)	13 名 岡東会長 松山副会長 山崎委員 中村委員 水島委員 伊藤委員 生涯学習課 鈴木課長 渡邊主任主事 行政経営改革課 笠井課長 高山主査 元田主査補 株式会社 協栄 千葉支店 3 名
4. 傍聴者	0 名(審査のため非公開)
5. 議題	(1) 白井市民プール指定管理者の候補者の選定について (2) 学習等供用施設指定管理者の候補者の選定結果(答申案)の決定について (3) 今後のスケジュールについて
6. 配布資料	第 5 回指定管理者選定審査会資料
7. 議事	以下のとおり
事務連絡 事務局	定刻より少し早いですが、皆様お揃いのようなので、平成 28 年度第 5 回の白井市指定管理者選定審査会を開会させていただきます。 では、開会に当たりまして、会長からご挨拶をお願いいたします。
会長	どうも皆様、こんにちは。今回で 5 回目の審査会になります。 本日の議題は 1 番が、市民プール指定管理者の候補者の選定。 2 番目が、先般議論しました、学習等共用施設指定管理者の候補者の選定結果の(答申案)についての決定。 それから 3 番目が、指定管理者選定審査会からの提言に加える内容についてということで、これは皆様のご意見をお聞きした上でどうするべきか、そういうことを議論したいと思います。 それでは、準備が整いましたら、どうぞ始めてください。よろしくをお願いします。
事務局	ありがとうございました。 では、議題 1 から進めさせていただきます。 議題 1 白井市民プール指定管理者の候補者の選定についてということで、ご説明させていただきます。 審査方法については、諮問(写)のとおり、白井市民プールの指定管理者の候補者の選定に当たり、第 1 次審査、第 2 次審査、総合審査をまとめてプレゼンテーション審査として行います。 また後ほどご説明させていただきますが、今回は、公募に対して、

	1 団体の応募でしたので、プレゼンテーション審査ということで行わせていただくことになります。 従来と同じような形で、まず指定管理者からのプレゼンテーションを行っていただき、その後、皆様のほうで質疑応答を行って、審査を行っていただくということになります。 お手元の審査票をごらんください。 こちらについては、全部で 17 の審査項目がございます。そのうち 15 の審査項目がサービス等の評価点数で、二つの審査項目が価格評価点数ということになっております。 配点については、サービス等の評価点数については 15 項目ありまして、10 点の項目が 14 項目、5 点の項目が 1 項目となっております。5 点の項目については、(9) 2 ページ目になりますけれども、類似施設の管理運営実績ということが、こちら 5 点になっていますのでお気をつけください。 それと、従来のところと少し違っているのが、(10) と (11) になりますが、管理運営体制について、職員の配置と、職員等の研修とありますが、こちらについては、従来 1 項目だったのですが、安全な管理が求められる施設ということになりますので、別々の項目にしているということになっているところです。以上、説明をさせていただきます。 続きまして、こちらの指定管理者の市民プールの募集について、担当課長から説明をお願いいたします。
会長	よろしくお願いいたします。
生涯学習課長	前回に引き続き、生涯学習課長が説明いたします。
会長	3 年間管理しておられてどのようであったかどうか、その辺のことについてもご意見を加えておっしゃってください。
生涯学習課長	はい、わかりました。 それでは、市民プールの施設の概要及び応募状況、それから応募団体の資格審査に関しまして、説明をさせていただきます。 まず、市民プールの概要でございますが、市民プールは、市民のスポーツ及びレクリエーションの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上を資することを目的に、平成 3 年度に白井市の神々廻の緑あふれる自然環境に恵まれた地域に設置をされております。

プール施設といたしましては、25mプール、それから幼児プール、1周150mの流水プール、それにウォータースライダーが2基整備をされております。レクリエーション型のプールとなっております。また管理施設といたしましては、管理棟、控室、休憩所などの建物が設置をされております。管理地全体といたしまして、面積は約1万6,000平方メートルとなっております。

それから、市民プールの管理運営については、こちらは、監視業務等の安全管理の面などで、専門性を必要とするような施設でございますので、平成3年度の開設以来、こちら民間事業者に業務委託をして、これまでできているところでございます。それで平成18年度から、指定管理者制度に移行をしております。今回、指定管理者が管理運営する施設につきましては、これまでと同様にプールの施設等を含めた管理地全体を管理運営するものでございます。今回、施設の管理の運営の基本方針でございますけれども、指定管理者は、利用者の安全、快適な利用を確保し、利用者には誠実、公正かつ親切なサービスの提供を行うとともに、施設の効用を最大限に発揮し、利用者の増大を図りながら、経費等の縮減を図り、効率的な管理運営を行うものとしております。

それから次に、募集及び選定スケジュールの関係でございますけれども、こちら8月の15日から募集要項等を配付いたしまして、申請者受付を9月15日まで行っております。

その結果、株式会社協栄千葉支店1団体からの応募がございましたので、審査をここでお願いするものでございます。この後、審査会の答申をいただいた後には、この候補者を決定いたしまして、本年12月の市議会定例会に指定管理者の指定議案及び補正予算を上程するなど所要の手続きを行うものでございます。

次に、応募団体の資格審査の確認についてですけれども、応募者の資格につきましては、募集要項に示している要件を満たしており、応募者の制限事項につきましても、募集要項において示している項目の該当がございませんでしたので、応募資格に関しても問題はございません。

提出書類でございますが、募集要項で示しました申請書、収支報告書などの提出書類につきましては、全て整っております。なお、提出された申請書でございますが、本来は、全部の資料にページを振ることとなっております。しかしながら、提出された資料には、ページが一部しか打ってございませんでしたけれども、資料に見出しがつけられ、明確にわかりやすく整理されておりましたので、全資料を通してのページがされていないことにつきましては、了承をいたしていると

	ころでございます。 今回応募している株式会社協栄でございますけれども、先ほど平成3年度から、業務の委託を市で行ってきておりますけれども、一時、他の事業者が業務受託をしたことがありますけれども、これまで前回の3年間もそうなのですけれども、協栄株式会社が、プールの業務の運営をしていただいているところでございます。 今、お話のありました、この3年間につきまして、特に大きな問題等はございません。施設内容もしっかり把握をされて、管理運営をしていただいているというところでございます。 以上でございます。よろしくお願いいたします。
会長	どうもありがとうございます。今のご説明に委員の方で何かご意見ございますか。特にありませんか。 では、どうもありがとうございました。
事務局	ありがとうございました。 団体を呼んでまいりますので、少々お待ちいただけますでしょうか。
会長	はい、よろしくお願いいたします。
	(中断 申請団体入場)
事務局	では、これからプレゼンテーション審査を行わせていただきます。 申請書類に基づき、プレゼンテーション審査及び質疑に基づいて審査を行います。申請団体のプレゼンテーションは、30分以内で行ってください。25分、30分が経過した時点で、事務局がベルを鳴らします。2回目の30分のベルが鳴りましたら、プレゼンテーション審査を終了してください。プレゼンテーションは必ず、団体の概要、事業計画書、様式2になりますけれども、その後に様式3の収支計算書の順に説明を行ってください。プレゼンテーション審査における評価は、事業計画書、収支計算書ごとに行います。よって、事業計画書から逸脱したプレゼンテーションを行った場合は、適正な審査ができなくなりますので、ご注意ください。 質疑については、委員から、申請書類、プレゼンテーションの内容について質疑を行いますので、申請団体が応答してください。質疑は一問一答で行いますので、簡潔明瞭にしてください。質疑は、プレゼンテーション審査を開始してから60分が経過した時点、または、委

	員からの質疑が終了した時点で終了します。 では、会長お願いします。
会長	どうぞよろしくお願いいたします。どうぞ座ってください。 お名前を教えてください。
株式会社協栄	このたびは、プレゼンテーションの機会をいただき、誠にありがとうございます。 済みません、座らせていただきます。
会長	はい、どうぞ。
株式会社協栄	最初に、参加者の紹介をさせていただきます。 私は、協栄千葉支店、支店長の〇〇です。 向かって右側が、千葉支店業務課課長の〇〇です。
株式会社協栄	〇〇です。よろしくお願いします。
株式会社協栄	〇〇は、白井市民プール指定管理者の前統括責任者です。 向かって左側が、千葉支店業務課主任並びに、現在の白井市民プール指定管理者、統括責任者の〇〇です。
株式会社協栄	〇〇です。よろしくお願いいたします。
会長	よろしくお願いします。
株式会社協栄	〇〇は、救助、救護に関する資格はもとより、プール衛生管理、防犯、防災、警備及び建物管理、食品衛生等、業務に必要な資格を多数持つベテラン社員です。指定をいただきました際には、引き続き統括責任者として予定しています。 それでは私より、提出いたしました提案書について説明させていただきます。 このまま済みませんが、座らせていただきます。
会長	はい、どうぞ。
株式会社協栄	事業計画をごらんください。 最初のページ様式 2、団体の概要について。応募団体名は、株式会

社協栄千葉支店です。所在地は、隣接の鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷。本社は、東京都中央区日本橋です。会社設立は、昭和 39 年 5 月。千葉支店開設は、昭和 55 年 4 月となります。主な事業内容は、記載のとおり指定管理者事業を初め、幅広い事業について、関東を中心に静岡、九州でも展開しております。

事業計画書 1 ページをごらんください。

1-1、管理運営の基本方針について。当社の企業理念のもと、スタッフが五つの共通の心構えを持って管理運営していることで、当社のスローガンである、安心も快適も感動も実感できる施設を実現していきます。そのためには、大きな事故もなく管理運営してきた、その長年の経験で得たノウハウを活かし、利用者の視点での管理運営と市の六つの管理運営の基本方針を根幹として、そのことに確実に取り組み、施設の設置目的を実現していきます。

2 ページをごらんください

1-2、市民サービスの向上方法について。認証取得の ISO9001 の仕組みを利用し、人、もののサービスの品質を維持、向上させていきます。業務における具体的な取り組みとして、現在まで行ってきた無線機の活用。定期的な場内放送、備品の無料貸し出しのほか、提案書下段並びにスライドをごらんください。新たな取り組みとして、三つの取り組みを行います。一つ目は、親子で楽しく水遊びをしていただくために、幼児プールに水中ブロックを設置します。二つ目は、スライダーの利用には身長制限があるため、利用のたびに身長チェックを行っていましたが、リストパスをつけることにより、その手間が省け、利用者のストレスもなくなります。さらに三つ目として、アンケートで要望が多い、日よけ場所の増設について、プールサイドの一部に日よけエリアを新設し、利用者の要望に答えていきます。

3 ページをごらんください。

1-3、利用者ニーズの把握方法とその対応について。利用者ニーズを把握するために、アンケートボックスの設置。直接の声や電話でのご意見、ご要望も記録。市担当からの顧客満足度調査により、多くのニーズを収集していきます。そこでいただいたご意見、ご要望は、サービス向上のヒント並びに近道として、また苦情については、状況や事実をきちんと確認し、その原因を分析していきます。確認及び分析した結果、安全性や平等性に関することは、最善の方策で迅速に対応し、時間がかかる場合や対応できない場合には、その事由をきちんと説明し、クレームへの発展を防止していきます。その情報をスタッフで共有することも、サービスを向上させていく上で重要となっていきます。

続きまして、4 ページをごらんください。

2、施設の効用及び効率的な運営について。

2-1、自主事業の計画。4 種の自主事業を計画し実施していきます。一つ目は、飲食と物品の売店運営です。飲食販売は食品衛生法を遵守し、安全な食品を提供していきます。3 年間の平均シーズン合計で〇万円あり、まさに自主事業の目玉となっています。物品の販売は、浮き具、水泳用品等を販売し利便性を高めます。シーズン合計の平均売り上げは、〇万円となっています。二つ目は、ジュース、アイス、お菓子の自動販売機を計〇台設置し利便性を高めます。

平均売り上げ手数料は、シーズン合計で〇万円となっています。提案書下段、並びにスライドをごらんください。三つ目は、市民サービスの一環として、無料の水泳教室などを開催していきます。四つ目は、バブルボール、七夕祭り、なし坊ぬりえ大会などイベントの開催により、地域のコミュニティの場として効用を図ります。

5 ページをごらんください。

2-2、緊急時の対応等について。緊急事態発生時のフローのとおり、統括責任者の指示のもと、現場スタッフが適切な対応と関係機関へ連絡、報告を行います。また、協栄千葉支店本社のバックアップ体制を整え対応をしていきます。災害発生時の対応は、中段の対応一覧表のとおり、想定する災害に対し適正な対応をしていきます。さらに、賠償保険を初めとした各種保険に加入し、さまざまなリスクにも対応していきます。加入保険、補償内容は、下段の一覧表をごらんください。

6 ページをごらんください。

2-3、利用促進方法について。情報の発信、回数券の販売、無料招待券の配布、随時受付型の無料イベント・教室の開催、開放期間・時間の延長を継続していきます。新たな取り組みとして提案いたしました。

7 ページをごらんください。

2-4、管理運営経費の削減方法について。長年のデータを基に、入場者数等の状況を予測し、適正な人員配置と飲食品の数量管理を行い、無駄をなくすことで人件費、食材費、光熱水費等を削減していきます。複数の業務ができるスタッフの育成と、研修や経験を積むことによるスキルアップをすることで効率化し、人件費、募集費等を削減していきます。修繕は地元企業にも発注していますが、バランスをはかりながら自社処理することで、修繕費、外注費等を削減していきます。修繕の例として中段の表をごらんください。スタッフのこまめな巡回により、水の出しっぱなし、電気のつけっぱなしがないか点検し、光熱水費の無駄をなくしていきます。紹介制度を導入し、募集費を削

減していきます。またスタッフは近隣住民が多いことから、自然と地域雇用の促進にもつながります。今年度は、44名の紹介がありました。新しい施設でないことから、設備機器には微妙なくせもあり、長年の経験からそのくせを理解した職人技により、水や薬品等の使用量の無駄をなくし、光熱水費、消耗品費等を削減していきます。

8ページをごらんください。

2-5、利用料金の額について。利用料金区分については上段表のとおり、条例上限よりも少し下げた現在の利用料金と同額で設定しました。また利用料金の端数を50円、100円単位とすることで券売窓口での作業もスムーズにでき、入場待ちの列の流れも良くなると同時に、釣銭間違いもなくなります。6ページ利用促進方法でも述べましたが、下段表のとおり、引き続き7枚綴りの回数券を6回の利用料金で販売をしていきます。

続きまして、9ページをごらんください。

安定した管理運営について。3-1-1、類似施設の管理運営実績について。ごらんの表のとおり、白井市民プールを初め多くの管理運営実績があります。10ページをごらんください。3-1-2、白井市民プールと同等以上の管理実績について。東京都大田区萩中公園プール、長崎県大村市市民プールの指定管理者の実績があります。施設の規模につきましては、中段以下の表をご参照ください。

11ページをごらんください。

3-2-1、管理運営体制について職員配置の基本方針。職員配置の基本方針は、安全で衛生的なプールを快適にご利用いただけるよう関係法令を遵守し、必要な資格のあるスタッフを教育、訓練を受けたスタッフの適切な人員配置により、事故の未然防止に努めていくことです。上段の管理体制図をごらんください。統括責任者が軸となり、市、協力会社との連携、スタッフ管理、協栄千葉支店本社とのバックアップ体制を整え管理運営をしていきます。職員の雇用の基本的な考え方として、労働基準法を遵守するとともに、地域市民の雇用を推進していきます。過去3年間の地域市民の雇用状況は、下段の表のとおり、白井市民約30%、近隣市民約54%、合わせると84%となっており、地域市民の雇用に貢献できています。

12ページをごらんください。

3-2-2、職員配置。配置人数は上段表をごらんください。職種別に区分し、基本配置人数、所属登録人数を記載しました。基本体制は、各職種合計で1日58人の配置体制となります。配置する職員についての業務内容、必要な資格等については下段の表をご参照ください。管理運営に当たり、その職種に必要な資格者の確保と教育訓練を実施

し、安全安心な施設を提供していきます。

13 ページをごらんください。

3-2-2 の業務ごとの勤務シフト表、ローテーション。業務ごとの勤務時間は上段表のとおりです。また下段表のとおり、統括責任者、副統括責任者が休みの際の体制を整え対応をしていきます。業務ごとの勤務シフト、ローテーションについては、下段の表をご参照ください。

14 ページをごらんください。

3-3、職員等の研修計画について。中段表並びに下段写真及びスライドをごらんください。就業前研修、業務別研修、就業中研修、訓練、社会研修、資格取得に区分し、入社時、定期及び臨時の研修を行い安全と衛生を確保するとともに、マンネリ化を防止していきます。

15 ページをごらんください。

3-4、施設、設備の維持管理について。予防保全を基本とし、年間の維持管理計画を立て、施設や設備の延命を図ります。日常点検と有資格者及び専門業者による定期点検、法点検を実施します。当社設備担当、メーカー、協力会社との連携、緊急連絡体制を整え、異常等の発生時には迅速に対応します。過去3年間の主な補修、修繕箇所については、中段の表をごらんください。維持管理の外部委託については、専門性や特殊性のある設備については専門業者へ発注していきます。また外部委託は、市内及び近隣業者へ優先的に発注していきます。主な設備の外部委託については、下段の表をごらんください。

続きまして、16 ページをごらんください。

4、関係法令の遵守について。4-1、個人情報保護について。関係法令を遵守するとともに、認証取得のプライバシーマークを運用し、定められた方針やルールに沿って個人情報を確実に保護しております。入社時、定期、臨時教育により、プールにはどのような個人情報があり、どのようなリスク体制を行えば安全に取り扱えるのかをスタッフ全員にきちんと理解させることで、個人情報を確実に保護していきます。また、万が一に備え、個人情報漏洩保険にも加入しています。保障内容については、下段の表をご参照ください。

17 ページをごらんください。

4-2、その他の関係法令について。市民プールの指定管理者として、仕様書に定められた14の関係法令の遵守と、その法令等は改正事項もあることから、定期的にチェックを行い新たな基準で対応していきます。その他の法令として、食品衛生法と建築基準法があります。食品衛生法については、飲食物の販売に当たり食品衛生管理者を設置し、その管理下のもと衛生面、管理面の徹底を図り、安全、安心な飲食物を販売していきます。また、ウォータースライダーについては、

建築基準法に沿って、開場前 6 月に年 1 回の法点検の実施と運行マニュアルに沿って日常点検を実施し、安全な管理運営を行います。

続きまして、18 ページをごらんください。

5、指定管理料について。各年度の収支及び指定管理料について。平成 26 年度から平成 28 年度の過去 3 年間の平均額をベースに、5 年間の収入は、天候と船橋市に新規オープンする大型レジャープールの影響も懸念されますが、平均額と同額の〇万円とし、支出は賃金のベースアップを考慮し、5 年間で〇%アップした〇万円と設定しました。指定管理料については、収入から支出を引いた差額がプラスマイナスゼロ円となるよう設定し、1 億 2,265 万円となります。その総額を 5 年間均等に振り分け収支を立て、指定管理料は年額 2,453 万円となり、市が設定した指定管理料見込み金額の上限より、5 年間で 550 万 5,000 円低くなっています。その指定管理料の支払いについては、下段表の期間区分とおり、5 月、8 月、2 月としています。

続きまして、19 ページをごらんください。

6、その他の特記事項として、ISO14000 の認証取得と、ちばエネルギーエコ宣言事業所登録し、エコ商品の購入、省エネ等環境への配慮に取り組んでいます。プール内外に〇台の防犯カメラを設置し、セキュリティを強化しています。白井市民を初め近隣市民が多く従事していることと、会社の拠点が近くにあることで、より地域に密着し愛着を持っていることは、管理運営の要員にもプラスとなっていきます。収支は、その年の天候に左右されることから、過去 3 年間の実績をもとに収支を立て、指定管理料を設定しております。利益が出た場合には、修繕費等へ還元させていただきます。最後の 5 ページに指定管理期間の業務計画書を添付しました。5 年間共通となりますが、実施回数等は業務により異なります。

続きまして、収支計画について。

様式 3-1、収支計算書をごらんください。指定管理料の項目でも述べましたとおり、過去 3 年間の平均額をベースに平成 29 年度から 33 年度の収入、支出、指定管理料の 5 年間の合計金額をそれぞれ均等に振り分け、各年同額で設定しています。収入については、利用料金は〇万円。自主事業の合計は〇万円。その他の収入は〇万円。収入の合計は〇万円となります。支出については、自主事業費の合計が〇円。管理費の合計が〇円。支出の合計が〇円となり、収入引く支出は、マイナス 2,453 万円となります。指定管理料の算出に当たり、収入引く支出をゼロと設定していることから、指定管理料は 2,453 万円となります。各内訳は、ごらんの収支計画書をご参照ください。また自主事業の収支については、別紙 1。支出の管理費①、②人件費の内訳につ

会長 株式会社協栄	いては、様式 3-2。⑪その他の内訳については、別紙 2 にそれぞれ内訳を記載しています。 当社の財政状況について、順番が後先になりますが様式 3-4、損益計算書の売上高及び 3 項目括弧の利益率をごらんください。売り上げは下がり、各利益率とも低い数値となっています。これは売り上げについて、勘定物件では入札等競争での受託が多く、物件を失うこともあり、また民間物件については、現状維持もしくは値引きという厳しい状況があります。その中で契約を維持していくために、原価ぎりぎりの金額で守っていくことが、どうしてもこのように売り上げが下がり利益率も低くなります。 しかし、様式 3-3、貸借対照表②並びにスライドの資料をごらんください。長期借入金 は 0 円と固定資産も少なく、各比率とも高い比率を維持しております。これは、健全な財務状況のほか、安定した経営ができている証であり、指定管理期間中に財務状況の悪化により市にご迷惑をおかけするようなことはございません。安心してお任せください。 結びとなりますが、当社は、長きにわたり白井市民プールの管理運営をさせていただいております。その間、市民プールの業務に携わり、その経験を通し一人前にさせていただいた社員は、当社の役員をはじめ、社内各部署にたくさんおり、まさしく白井市民プールは協栄社内に強く根差しています。社員同士で楽しく昔話をできるのも、今まで大きな事故もなく運営できてきたからです。そして何よりも、プールに来たときは水を怖がって泣いていた子供が、帰るときには家族で笑いながら楽しそうに帰っていく様子や、「ありがとう、また来るね」の一言に疲れを忘れさせていただいたと同時に、安全安心の重みを、強く、強く実感してきました。今後も引き続き管理運営をさせていただき、施設の設置目的でもある、スポーツ及びレクリエーションの振興と体力づくりの推進を図り、もって健康で明るい市民生活の向上に資することへ、市とともに同じ目的に向かってご協力をさせていただきたく応募させていただきました。 以上、当社の提案となります。何とぞ、どうぞよろしくお願いします。 ご清聴ありがとうございました。 ありがとうございました。 以上となります。
-------------------------	--

会長	わかりやすく説明していただいて、どうもありがとうございます。 それではこれから、審査委員から質問をさせていただきます。どうぞ委員、気がついた点から質問してください。 はい、どうぞ。
〇〇委員	私も子供が小さいころは、よく子供たち3人連れてプールに遊びに行きましたけれども、すごくいいなと思ったのは、そのリストパスですね。子供はやっぱり何回もあそこを通るたびに身長を測んなきゃいけないって、そのストレスがなくなるっていうのが、ものすごくいいなと思ったのと、あと日よけエリアの増設でしたね。確かに大きな屋根のあるところは、すぐ埋まってしまうのですよね。結局、幼児用のほうとか、座るところの日よけがなかったっていうことで、物すごくいい話だなと思っているのですが、これは全て利用者からの要望に沿って、こういうふうになったということですか。
株式会社協栄	はい、アンケートを取っているのですけれども、やはりその部分が一番多いところでした。
〇〇委員	一番多い。その水中ブロックと、あとバブルボールですか、それに関しては、土日祝、夏休み期間はっていうことは、7月の1日にオープンして夏休みに入るまでと、あと9月ということで、その間は使えないということですね。
株式会社協栄	それは、夏休みと土日はどうしても混雑しますので、やりたくても一定以上の方がいると、できませんので。
〇〇委員	地域に根差した地域のコミュニティの場所となるようなイベントを企画っていうふうにありましたけれども、具体的にはどういう企画ですか。
株式会社協栄	ここに写真があるのですが、恒例でやっているのですが、まず七夕の時期になりますと、プールの入口のところ置いてあるのですが、来られる方に短冊にいろいろ思いを書いていただきまして、それをつけていただいています。それと、白井のマスコットでなし坊のぬりえを小さい子たちに持ち帰ってもらったりして、塗ってもらったりしているということですね。
〇〇委員	持ち帰ってもらったりしているのですね。

株式会社協栄	はい。
〇〇委員	確かに、あそこでクレヨンなり色鉛筆を置いてあるスペースがないかなと思ったのです。自動販売機〇基の設置を予定していますが、今のところ何台ですか。
株式会社協栄	今も〇台です。
〇〇委員	今も〇台、そうですか。はい、わかりました。
会長	はい、ありがとうございました。
〇〇委員	よろしいですか。 この施設自体は、平成３年に出来たということで、もう２５年もたっていて相当老朽化されているのですが、その辺のところメンテナンス等で何かお困りのところとか、苦労したとかそういうことがあればお聞かせいただきたいと思います。
株式会社協栄	今年度もまた工事の予定になっているのですが、プール水の循環の配管等が東日本大震災の後に、結構、配管に亀裂が入ったりとかそういった関係で、水漏れがあったりするんですね。それで水の管理のほうが大変です。
株式会社協栄	あとは、少し提案としても述べさせていただきたいのですが、やっぱり微妙なくせがありまして、普通のマニュアルどおりにボタンを押して、そのまま知らんふりは、できないような、やっぱり古くなってくると。ベテランたちが微妙な調整をしないとできないところはあります。
〇〇委員	はい、ありがとうございました。
〇〇委員	素晴らしい事業計画書で驚いているのですが、たった１点だけ質問があります。収支計画書があるのですが、実績表っていうのはないのですか。昨年のものですが。あまり変わってないですか。
株式会社協栄	平均値を出した根拠ですか。

〇〇委員	はい。それでもいいですよ。
株式会社協栄	この過去3年というのは、ほとんど数字に大きな変動はなかったです。
〇〇委員	そうですか。
株式会社協栄	ただ、どうしても天候に左右されますので、平成25年度は、ものすごく異常によかったですね、天候面が。やはり、屋外施設で予測できないところがありますので、どうしても、指定管理料を5年間割ってでないといけないという。各年では出せません。
〇〇委員	平均値を出すのね。
株式会社協栄	はい。
〇〇委員	分かりました。
株式会社協栄	済みません、ありがとうございます。
〇〇委員	1点、今のパイプの件なのですけれども、以前レジオネラ菌っていう問題がありまして、その辺の検査はしているのですか。
株式会社協栄	はい。必須項目に載っていますので。
〇〇委員	保険のほうですね、傷害保険は入ってないわけですね。
株式会社協栄	入ってないですね。
〇〇委員	賠償保険が、こちらの要項のほうでは、1億とかなのですけれども、なかなか高い金額で入っているのは何か、まあ必要なのかなとは思いますが、市が求める水準よりもかなり高い賠償額なのですが、コストの点からはどうかと、思うのですけれども。
株式会社協栄	多いに越したことはないということで、やや高くなりますが、やはり言葉は悪いのですけれども、せこく考えれば、設定した上限でもいいのしょうけれども、やっぱり何かあるかわかりませんので、どうしても高いものにうちは入る。安全をとるという考えです。

会長	それでは、私のほうから。定款を見ると事業の範囲が広いですよ。何でもありって。それはそれでいいのだけれども、人材が果たしてそこにそういう形で対応できているのかな、あるいは齟齬はないのかなって気がしました。 もちろん、それまで実績があるから根拠が正しいってわけじゃないのだけれども、一般の質問として受け止めていただきたいと思いますけれども。
株式会社協栄	我々の仕事は、大半が人件費です。ですので、どうしても事業をあまり広く手を広げてしまうと、今それよりも経費よりも人が集まらないという状況がありまして、仕事は取れたけれども、人が集まらない。取りたいのだけれども、人が集まらないから諦めるというようなケースもあります。特に、白井市のプールはそうなのは、いないのですが、警備業が適応されますとものすごくそういう現状が出てきております。登記簿上は、いっぱい業務も載せておりますけれども、実際には、会社概要のほうに書いてあった建物の管理とか、イベントの運営がメインです。白井では飲食業もやっておりますが、それは指定管理の限られたところで、ほとんどが昔で言うビルメンテナンスというところですよ。
会長	もともと会社名がそうですよね。
株式会社協栄	そうです。
会長	そうですか。それで今、〇〇さんの最初のほうの説明の中で減収になっていると。会社全体で減収ですか。
株式会社協栄	そうです。売り上げが減っています。
会長	それで、競争とか値引きとかあると。負けるってどういう場合もあるのですか。
株式会社協栄	負けるっていうのは、要は入札の原価ギリギリで、やっぱり損してはなかなかできないっていうのがありまして、時にはありますけれども、1年辛抱しようとか。うちは100万円で入れたけれども、ある会社は90万円なので入札に負けてしまうと。

会長	それは、分析されてどうですか。
株式会社協栄	近年多くなっているよね。
株式会社協栄	そうですね。
会長	貴社が入札するというのが、もし、わかれば、ライバルは当然値を下げてきますよね。私はある意味、非常にクオリティが高いような会社だと印象を持ったのですけれども。これからどうやっていくのですか。
株式会社協栄	やはりこういう指定管理、契約の長いもの、あとは、民間会社は値引きとかそういうのがありますけれども、一応年度契約とはなっていますけれども、大きな失敗がなければ継続できていきますので、そういう方面に力を入れ、プラスこういう官庁関係の物件入札でなんとか死守しているっていう現状ですね。
会長	そうですか。東京北区のスポーツトレーニングセンター、これは、貴社にとってどういう存在ですか。
株式会社協栄	そうですね。でも、あそこは赤字です。
会長	赤字ですか。
株式会社協栄	やはり、看板物件っていうのは、例えばうちはこういうスポーツをいっぱいやっていますんで、スポーツのイメージをよくしていくために、看板物件っていうのは守らなくてはいけないところがありまして、代々木の競技場と国立科学スポーツセンターっていうのは、やっぱりうちの看板物件ですので、そこで大きな赤字を出しているから利益が悪いのですね。どうしてもオリンピックを見据えて、そこは手放せないという現状があります。
会長	発注者のほうも、わかっていると思いますよね。
株式会社協栄	わかっているんで、それなりの予算をつけても、結局競争になっちゃうので、予算があるのだけれども、値段が下がっちゃうのです。例えば、〇〇市さんは最低価格っていうのを設けますけれども、ほとんどが最低価格でみんな入れまして、くじ引きです。

会長	くじ引き。じゃあ、質の選定は、やらないのですか。サービスの質についての。
株式会社協栄	そうになると、やり逃げる的どころが出てきちゃいますよね。先ほどちょっと愛着って言葉を出しましたがけれども、業務に愛着を持たなくなっちゃいますよね。それは、官庁型が許されているのかなっていうようなところがありますよね。特に清掃が多いのですけれども。掃除っていうのは、はっきり言って毎日やらなくても1日くらいやらなくても、そんなわかんなかったりする。でも、それをするかしないかっていうのが会社の姿勢ですけれども、安く取る会社はそうやって人を省いていきます。
会長	省いてね。それから、〇〇委員は財務系の専門家ですけれども、意見が一致しまして、無借金経営だってことは、びっくりしたのですけれども。
〇〇委員	そうですね。
株式会社協栄	ありがとうございます。
〇〇委員	これだと、銀行に嫌われますね。
株式会社協栄	そうですね。
会長	そうですね。
会長	それから、〇〇さんは、最初に説明ありましたが、たくさん資格を持っておられる。生え抜きの方ですか。
株式会社協栄	〇〇は生え抜きです。アルバイトで、ずっと勤めておりまして、社員になりました。
会長	それで、もう任せて大丈夫だと。
株式会社協栄	はい。プール経験だけだと20年以上だよ。
株式会社協栄	はい、そうです。

株式会社協栄	〇〇は、20 年以上の経験を持っております。〇〇はもっと資格を持っています。
会長	プールの。
株式会社協栄	はい。
会長	それで、もう一つお聞きしたいのですけれども、契約期間が夏だけですよね。それで、もちろんそれに応じて人件費が計上されていますけれども、お二方の年収はどれぐらいですか。
株式会社協栄	余りよくないです。
会長	そんな有能な人にそんな処遇でいいのですか。
株式会社協栄	済みません、この業界は、給料が安いので。 このビルメンテナンス業界というのは、本当に年収が安い業界で有名です。特に賞与が少ないです。
会長	そうなのですか。
株式会社協栄	はい。賞与がよければ年収が良いのでしょうかけれども、賞与があまり期待されるような。要は売り上げをつくるような商売ではありませんので。1 年間の売り上げが決まってしまう商売です。
会長	ただ、事業としてはなくなりませんよね。絶対必要な仕事ですよね。何が環境を変えているのですかね。
株式会社協栄	やはり、競争だと思います。せっかく発注者側で予算をつけていただいても、入札という競争によって、予算を下回る価格でとるといいます。それこそ内訳書出すって言われたときに、最低賃金を割るような内訳になってしまうような内訳もあると思います。
会長	〇〇委員は、そちらのほうの専門家なのですから。どうぞ。
〇〇委員	収支計算書の中の様式 3-2 の、この人件費の内訳書ございますよね。これの中で常勤職員の方と臨時職員があつて、常勤職員の方っていう

	のはほかの仕事もやられている中で、白井市民プールの部分だけの割合を入れているというわけですか。
株式会社協栄	そうです。シーズン中は全部 100%載っておりますが、それ以外のときも、やはり管理は発生していきますので、それを割り振って載せております。
〇〇委員	この常勤職員の人数って、大体どのぐらいなのですか。
株式会社協栄	8月15日現在、社員が全社で〇人。千葉支店は、内〇人です。パートさんは〇人。千葉支店は〇人です。
〇〇委員	市民プールのこの部分だけだと、常勤で何人ぐらいいるのですか。
株式会社協栄	この算出したものと、月によって変わるのですけれども、例えば4月は〇名としていますが、ただ、〇名でも、4月は、100%市民プールにかかわっているわけじゃないので、その〇名は 50%、〇名は 15%というような形で算出させていただきました。
〇〇委員	平均すると〇名ぐらいですか。〇名かな。
株式会社協栄	夏場は増えるのですけれども、平均すると〇名ですね。
〇〇委員	社会保険料、法定福利費なんかも、その割合で入れているのですね。
株式会社協栄	はい、それで出させていただきました。
〇〇委員	ありがとうございました。
会長	何か〇〇委員からもございますか。
〇〇委員	今の安全に管理していただいているということが、一番何よりだと感じているのですが、今年の場合ですと、うちのプールの大きさだったら目の届く範囲だと思うのですが、サマーランドでちょっと考えられないような事件があつて、そういったときに、緊急時の対応ないしは、そういった事件を受けて、新たに研修で対応したような部分が今回あったか、なかったか、それだけ教えていただけますか。

株式会社協栄	研修はしました。資料もすぐに入手したのだよね。
株式会社協栄	資料も入手して、私どもが管理している各施設にすぐに送りまして、各現場によって、従業員一人一人がその対策だとか今後の処置だとか、そういうものを行う指示して、すぐに現場の就業時ミーティングで確認して、実施するようにいたしました。
株式会社協栄	あとは、違う社員が、実際にその後どうなっているのか見に行きまして、体制も確認してきました。
〇〇委員	そういう特異な例が出たときには、他山の石ということで、きちんと自分のところにフィードバックして、対応を練っていただいたということですね。ありがとうございます。
株式会社協栄	本社に専門部署がありまして、そういうことがありますと、必ずメールで配信されてきて、全部回るようにして、それで日々のミーティングに反映させております。
会長	会社として、資本金〇万円ですが、将来上場というのは社内で議論されていないのですか。
株式会社協栄	〇円以上にしようとかいう話も出ていたのですが、とりあえずやめたと聞いております。中小企業のままでいようと。
会長	先ほどおっしゃっていた人手、人材の確保について、現状では、貴社は知る人ぞ知るかもしれないけれども、あまり人は欲しくないのですか。
株式会社協栄	我々働く側から見ると、大手のブランドのほうがいいのですが、経営者は、増資はしないという結論を出しています。
会長	どうもありがとうございました。 ほかに特にないでしょうか。それでは、どうもありがとうございます。
株式会社協栄	どうもありがとうございました。
(中断 申請団体退場)	

事務局	それではお手元に結果の一覧表を配付させていただきました。 資料をご覧いただきたいのですが、(15)の部分になりますけれども、1人5点以上で30点未満が失格ということになってはいますが、こちらについては50点ということでしたので、合格となります。 また、サービス等の評価点数については、1人145点満点で、こちら450点以上を取っていることが条件になってはいますが、699点ということで、こちらについても合格となっております。 総評価点数の合計が758.8点。966点満点中、758.8点ということになりますので、この株式会社 協栄 千葉支店を指定管理者の候補者として選定するというので、結果が出たところです。 それでは、今までと同じように、この団体の良かった点について、委員の皆さんからコメントをいただきたいと思っております。
会長	それでは、指定管理者の候補者の選定についての審査結果から、よかった点について意見を出していただきたいと思います。 どうぞ、どなたでも結構です。順不同で結構です。
〇〇委員	過去1度も事故なく、安心して任せられる施設であることですね。
会長	安心して任せられる、そうですね。 私は、やはり、この事業に対する会社の姿勢っていうのが、非常に謙虚で、かつ責任感を持って取り組もうとしているという姿勢を感じましたね。別な言葉で言えば、行政ともきちんと話し合いながら、行政のほうもちゃんと満足してくれるように取り組んでいるって、そういうところがあるのかなと思いました。2番目のポイントですね。
事務局	あと、〇〇委員さん、何かご意見はないですか。これは日よけ、というのもそうですね。
〇〇委員	利用者のニーズを捉えて、具体的な対処の向上に努めていることですね。
事務局	あとは聞いていて思ったのは、市内の人を雇用していますよね、市内在住の人をなるべく雇用しています。
〇〇委員	やはり、いろいろ考えてやっているって感じですね。通り一遍じゃなくて、ちゃんと考えてやっている。

事務局	では、この実績の部分と、市などとうまくやっているということと、あと会社に対しての姿勢の部分と、利用者のニーズをうまく捉えているということと、市内の雇用。どれが一番優先されますか。
会長	1 番は、ある意味で絶対必要ですよ。だけれども、どうなのだろうね。1 番は、わかりやすく、しかもなるほどそうですってなって。あと、この会社の財務内容とか、そういうことはいいのですか。
事務局	許可のところに触れているわけではないので、この指定管理者の良いところっていうところなので。財務内容がいいっていうのは、もちろん良いことなわけですけれども。 どうでしょうか、利用者のニーズとどっちが、上の方がいいかなと思っています。
会長	利用者のニーズにしたほうがいいかなと思います。
事務局	一番上のほうがいいですよ。じゃあこういう順番で、こちらのほうでつくらせていただいて、答申ということで、次回も会議にまた案という形で出していただきたいと思います。
会長	はい、お願いします。
事務局	では、議題 1 については、以上でまとめて作成します。 生涯学習課の皆さんは、ここで退席となります。
〇〇委員	ありがとうございました。
会長	どうもお疲れさまです。
事務局	それでは、続きまして、議題 2 ということで、前回の学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定結果（答申案）の決定についてご議論をいただきたいと思います。資料については、資料 2 です。お手元の資料 2 をごらんください。 資料 2、1 ページ目、2 ページ目については、基本的には点数を入れているものでして、2 ページ目、この答申（案）については、少し内容をまぎらわしくないように修正をさせていきたいなと思っています。

	皆様にご議論いただきたいのが、3 ページ目の指定管理者の候補者、富士センター運営協議会ということで、総評価点数 519 点ということで、主な選定理由について、三つほど記載をさせていただきました。 この三つの内容がこの内容で良いかということについてと、あと、本日皆様にお配りさせていただきましたものについては、前回の審査会で雇用保険の関係とかですね、社会保険、雇用保険の数字がおかしいのではないかとということで、修正ということで出させていただいたものがございます。そちらについて、皆様にご意見をいただければと思っています。 では、最初に、本日お配りしましたこの資料をごらんください。こちらのほう特に問題がなければ、このような形で差し替えという形を図りたいと思いますが、ご意見いただければと思います。
〇〇委員	前のものが少しわからないのだけれども、結局、この年収は増えていますか。この部分が。
事務局	ここは、増えていると。
〇〇委員	若干増えているのですか。 総額と、人件費は、変わってないですよ。ちょっと増えていますね、10 万円位ね。このトータルは変わらないのだ。96 万 6,000 円が 52 万円ですものね。
事務局	30 万円分がどこかへ消えちゃっていますね。
〇〇委員	10 万円位は、増えてくるね。53 万が 90 万円。83 万 3,000 円が 53 万でしょう。30 万円増えていて、こっちが何で減っているのかな。
事務局	それでは、また確認して、〇〇委員に少し見ていただくということで。
〇〇委員	ここで人件費が変わんないのだったら、保険料が多かったから、給与に繰り入れていると思うのですけれども、ちょっと金額が難しいのではないかな。
事務局	では、また、後日内容を見てもらうこととします。事務局でも調べてみます。この資料は、本日提出された資料なので、事務局でチェックできていなかったところですので、事務局でチェックして次にお示

会長	しします。
事務局	では、この件に関しては、〇〇委員に一任して、事務局と相談の上決めてください。よろしくお願いします。 では、改めまして、先ほどの資料２の主な選定理由として三つほど挙げさせていただきました。 １つ目が、説明やプレゼンテーションが非常にわかりやすく、また、事業計画書における自主事業が充実かつ工夫されていることから、自主事業の充実が期待できること。 ２番目が、地域を元気にしたいという地域住民ならではの思いを強く感じられること。 ３番目は、事業計画は、地域とのかかわり、結びつきや世代間の交流を強く意識した事業計画となっており、事業を通じた地域や世代間の連携が期待できることということで、３点ほど挙げさせていただきました。 これについて、内容のご審議をいただきたいと思います。どうですか。
会長	特に変更する点が見当たらないのですけれども、私はこれでいいのではないかと、私個人は。〇〇委員は、どうですか。
〇〇委員	まとめとしては、不在だったのですが異存ございません。
事務局	特に問題がなければ、このような形で、学習等供用施設の指定管理者の候補者の選定ということで答申させていただきます。 先ほどの事前に見ていただいたものについては、少し資料を直した上で、その後に答申という形でやらせていただきたいと思います。 議題２については、以上となります。続きまして、議題３についてご説明をさせていただきます。 議題３については、資料１の真ん中から下よりですが、指定管理者選定審査会からの提言についてというものが該当します。 ここの提言というのが何かといいますと、こちらの指定管理者選定審査会の関連する事務として、一つ目が、市長の諮問に応じ指定管理者の候補者の選定及び指定管理者の指定の取り消しについて審査すること。今、プールとかをやっていたものになりますが、答申という形で答申しています。もう一つは、指定管理者による公の施設の管理について、市長に意見を述べるということのを提言と位置づけ

会長	ています。 答申については、市長の諮問という形で今回出されていますので、答申をしていただくところですが、提言については、必要に応じてという形で、市長に意見を述べていただくということになっています。今回、この黒ポチでやっていますけれども、この6つの意見については、審査の中で皆さんから寄せられた意見を主にこちらのほうで分類したものです。 この分類の中なのですが、内容として公の施設の管理について直接該当するものというのは、特にこちらのほうでは把握していなかったのですが、意見としては、公の施設の管理に関係することとして、一つ目が、〇〇委員から出ていたと思いますけれども、市が定めている指定管理者の仕様や設計書の基準を見直して、指定管理料の削減を目指すことというようなことと、あと、地域や多世代の住民と公民館、コミュニティ施設の連携に関するということというのが、それに関係してきていることかなというようにお話がありました。あと、評価方法についてですね。こちら〇〇委員から出ていましたけれども、新規に設立されたばかりの団体の評価というのは、そもそも難しいですよっていう話がありました。もう一つ、審査資料について、先ほどのお話にもありましたけれども、法人税、確定申告書の写しとして添付する書類については、少し見直しが必要だよねというようなことがありました。 もう一つが、その他になりますけれども、〇〇委員から出ていましたが、指定管理者を希望する団体を規制する機会の必要性に関するということというのが、今後の課題だという話が出ていました。 これについては、それぞれ重要な意見ですので、事務局のほうでもこの内容については、今後取り組みたいと思っていますし、実際来年度に改善できるものについては、改善していく予定です。その状況で、この中で、先ほど必要に応じて市長に意見を述べるということことで提言という形でありましたけれども、事務局としては、わざわざ提言しなくてもいいのかなというに思っているところもあります。 事務局で実際に改善できるのであれば、そこについては問題ないのかなとは思っていますが、皆様にご意見として伺いたいと思ひまして議題とさせていただいたところです。 以上です。 今、事務局から説明がありました議題3につきまして、去年は、提言1、審査方法について。提言2、指定期間について。提言3、審査基準の見直しについて。提言4、労働条件審査の導入について。という
----	---

	ことで、提言を申し上げたわけですがけれども、果たして今年はどうするかということについての議論をこれから始めたいと思います。 どうぞ、いろんなご議論から始めたいと思いますので、お気づきになった点から意見を出していただければと思います。いかがでしょうか。
〇〇委員	添付する書類とかは、別に事務局でどうにかしようと思えばできるってことですよね。
事務局	おっしゃるとおりで、事務局でできる修正、変更については、わざわざ市長に提言しなくても、事務手続きの話ですから、それはすぐに直せます。 ですから、提言いただく内容は、今後、課題として残っていたもの、例えば 28 年度でいいますと、白井駅前センターは、新しく地域の住民が初めて手を上げてきたということが今回起きたということですよ。そういう中で、現行の審査方法では、そういう思いを審査する項目がないのですよね。ですから今後、やはり地域のことは地域で管理するのだと、そういうようなことと、意思のある団体に対して、どうそれを認めて競争の中でやっていくかっていうことは、新しくできた課題ですので、提言するかどうかですよ。 これはすぐに解決する問題じゃありませんけれども、こういうふうに地域の人たちが、自分たちの施設は自分たちでやりたいのだからという思いをどこかで救ってあげないと、今の審査基準の中では、なかなかそこが競争に勝てないという状態が起きてきます。それを今後どうやって取り扱うべきなのか、どう考えていけるのかは、今年初めて出てきた問題です。 これも含めて、やはりああいう団体を従来どおりに取り扱うべきなのか、それとも今後は、そういう団体に対しての違った視点での評価をすべきか、ということについても議論もお願いしたいと思っています。
〇〇委員	団体の育成っていう観点じゃなくて、例えば地元企業の育成とか、地域住民の雇用の確保、促進とか、そういう観点からの評価のほうがいいのかなと思いましたけれども。
会長	なるほど。
事務局	指定管理者をやっていきますと、募集しても、今の実績ですと、大

会長	体1団体しか来てないのですよね。ほとんど既存の団体です。新しい団体が入ってきても、それをなかなか救ってあげるような内容でないで、それを絡めてご意見等いただければと思うのだけれども。今おっしゃったようにそういう地元の雇用の関係がありますよね。どう扱うかですよね。 趣旨はわかるけれども、あんまりそれにこだわると、サービスの質を犠牲にするとかね。言ってみれば3年なり5年間の事業をちゃんとやってくれるのかという心配はありますよね。 地元優遇みたいな形ばかり言ってしまうとね。だからその兼ね合いをどうするかというと、〇〇委員がおっしゃったように地域雇用っていうのかな、地元の人を、今日の協栄さんみたいに地元をどれぐらい配慮しているのだということがいいのかなと思います。
〇〇委員	そのほか委託業者の選定なんかもそうですかね、修繕の業者などを地元企業にするとか、高ければちょっと問題ですけどもね。そういうのも必要な。
会長	事業費の地元還元割合みたいな。
〇〇委員	地元優先したい場合、選定規程の中にも、それ優先ってうたっちゃえばそれで済んじゃう。済んじゃうってあれですけどもね。そういう方法もなきにしもあらず、ですけども。実際の実質が伴うかどうかですよね。
事務局	指定管理者制度の目標というものは、やはりサービスの向上と、それに伴って経費の削減。これが大前提ですよ。これは、やっぱり外すわけにはいきませんから、その中で地元というか、意欲のある人たちをどう扱うかですよね。
〇〇委員	やはり、全く経験がない人たちに任せるだけの私たちもそんな自信ありません。その人たちに点数をつけていくっていうのは難しいと思うのですよね。だから、たまたま今回は富士センターがそういう形でやっていたので、富士センターはうまく何とか自分たちで経験してっていうのがあるのですけれども。ただ、それをどうっていわれるとね。すぐ新規参入といわれて、はい、じゃあ地域の方たちですから応援しましょうっていうことではなくて、何ですかね、もうちょっとなんとか。経験、いつも同じことしか言えない、よくわからないから。

〇〇委員	やはり、気持ちはわかるのだけれども、本当に任せられるだろうか、本当にできるのだろうかというのが、あります。実際に、人が集まるのですかって言ったら、こういう人がいますっていうような話で止まっていたと思うのです。 具体的に人々を、この人はこういう業務ができるから大丈夫ですという体制を組んだところまでの説明が、きちんと資料なり何なりで裏づけがないと、こちらも、そこまでの体制が組めるのだったらっていうところに行かないのだと思います。 実績ができてからという話には、ならないとすれば、やっぱり申請を上げる時点では、ある程度の体制に裏づけられた人員配置とか、そこまで突っ込んだ形での書類をつけて、絶対受けてもできますってところを、私らに納得させるだけの資料を上げてもらわないと、こっちが評価できないのかなって気がします。 アバウトで、こんな人もいます、こんな人もいます、手を上げれば何十人集まりますと。本当に集まるのですかって疑問に思ったら、そこで話が終わっちゃう話なので。確かにとれたら集めるっていう話なのかもしれないけれども、逆にこちらとすれば、これだけの人を集めることができましたので、エントリーしてきましたって形にしてもらうような段取りにしないと、うまくかみ合っていないのかなって気はします。
会長	そうですね。
〇〇委員	以前にも何団体か、桜台センターや複合センターに申請がありましたよね。でも、ああいう団体は、明らかに資料を見た段階で、これは厳しいだろうなって。素人の私が見てもこれは厳しいだろうなっていうのが、やっぱりはっきりわかったので、第一次審査だけという風になったのですが。何だろうね、地域に眠るその意欲をもうちょっとうまく表に出してあげられないだろうかっていう。その方法が、じゃあ何かって言われると私わからないのです。わからないのですけれども、本当は何かあったらいいのだろうなっていうのは思うのです。
〇〇委員	今の項目でも組織とかその体制とかっていう話で、書けば書けるのですよね。項目としてはあるのだけれども、新規のそういった団体と比較したときに、実績のあるところはその裏付けがあるから、その言葉をそのまま受けられるのだけれども、新規に組織がつけられたところは、ただ言葉で書かれても、その裏付けになるものに対しての確証

〇〇委員	が、こちらが持てないというのが一番の問題なのかなって思います。 人を集めていろいろつくんなきゃいけない。ということだったら、市役所がコーディネータとして、つくっていくって方法も一つかなと思いますけれどもね。
事務局	富士センターみたいに、ああいうふうにモデル的にやっていって業務範囲を拡大して行って、指定管理者に育成するってこともあるのですが、白井駅前センターみたいに、それがなくてやっているわけですよ。だから、その辺のある程度一定のルールがあったほうがいいのかなっていうのはあると思いますけれどもね。
会長	例えば、NPO法人っていうのは、申請中というところではなくて、やはり設立後5年以上とか、例えばそういう一つの、やっぱり条件を設けたほうがいいような感じがします。 誰でもいいという訳にはいきませんよね。だから5年がいいのか3年がいいのか、やっぱりその中に実績があるはずですよ、最初はこうやりましたって。それを見て我々判断できるわけだから。やりたい、やりますっていうだけでは、ちょっとね。今、〇〇委員もおっしゃったように。
事務局	市長への提言ですから、現状こういうような団体が手を上げてきたと、これに対して今後、市としてどういうふうに対応すべきだってことを提言したほうがいいと思うのですよね。 〇〇委員が言ったように、まずは団体のほうでもしっかりと形をつくる。それで今できることは、〇〇委員が言ったように、地元雇用。指定管理者もなるべく地元の人たちの雇用を多くするように、募集とかなり、その辺に工夫してほしいってことは提案となりますね。 全く何も提言がなくてもいいのですけれども、ただ、今年、初めてできた事例が来ましたので、今後これをどうやって審査に生かしていくかっていうのも、やっぱり課題だと思います。 1年で全てうまくいくとは思ってないのです。ただ今後、現状では、新しい団体が入ってきてないのですよね。恐らく募集をかけたって、新しい団体を、違う企業がくることは考えられないと思いますよ。そうなってくると、地元からそういう人たちが組織をつくって参入してこなければ、裾野は広がっていかないと思うのですよね。
〇〇委員	しろい光夢辿さんって、もともとコミュニティセンターを引き受け

事務局	るきっかけとなったのは、どういう経緯でしたか。 白井コミセンの建設の検討委員会の委員として、以前の代表の〇〇さんが入っていました。その中で、メンバーからの管理の提言の中に、地元の人たちに管理をした方が良いという意見を、建設検討委員会からもらったのです。 そのような意見をもらいましたので、当時、私が担当したのですけれども、地元で管理ができるような組織をつくってあげられなかったことで、自治会長さんたちに説明は行ったのですが、なかなかそれができなくて。 そこで、たまたま〇〇さんが、自分が中心になって地元の人たちをメンバーとして、そういうNPOをつくり出すことで手を上げてくれたのです。 初めは、地元の自治会長を巻き込んでNPOをつくろうと思ったのですけれども、なかなかNPOにはならなかったですね。それで、企業体同士の合同会社をつくったのです。 誰かが発起人になってくれて、中心になってくれる人がいれば、そういう形態になれるのですよね。あれは本当に地元との協働ですよ。ああいう形が、本来地元で、ある程度そういうメンバーで施設を賄えることが一番の理想ですよ。だから、今回だけで終わりじゃないのですけれども、これからは新しい人たちに手を上げてもらうためには、そういう人たちにもその環境をつくってあげないと、なかなか新規のメンバーっていうのが入っていけないのではないかなと。 あとは、その中に一つあるのは、指定管理者の仕様書の見直しですよ。これ〇〇委員がよく言っているように、自動ドアの点検を市では4回と思っていたのが、実際は、法律ではそうじゃないってこともありますんで、ここが経費の削減の観点から、もう一度仕様書については、法律の上限はありますけれども、それを最低限ある程度クリアできるような仕様書の見直しということは事務局でします。 ただ、それ以外で、何か一つ、今年度起きたことで新しい課題というのも、白井のほうにこういう問題があるので、今後検討っていうことで入れてもいいのかなと思うのです。いや、何もないのであれば、なくても良いのです。
会長	では、この議題3について、そろそろ結論を出しましょうか。審査会として提言を行う必要があるか。去年の懸案は、解決していますからね。その他に何かありますか。

事務局	問題提起だけでもいいと思います。こういう問題が今回審査をやっていると感じたと。今後も新しい団体を育成するためには、そういうことも検討が必要とかあれば、ですね。
会長	基本的には、地元の応募者を育成していくという観点から、ある程度、それについて審査会としても前向きに考えていきたい。ただし、条件がありますよと。その場合実績ですよ。 組織を含めた実績が、過去最低3年程度の実績があれば、前向きに評価できるのではないかと。それと、その実績の中身で、〇〇委員がおっしゃったようにやっぱり地元の雇用、あるいは地元の業者に対する事業の発注率ですかね、還元率っていうのですかね。 支出額に占める地元に対する比率みたいなところを、やはりきちんと説明できるだけの内容を持ったものにしていただくということがあればね、いいのではないかと。 ただ、そうは言っても、もう少し審査、指定管理者そのものについてのいわゆる市民の理解を深めてもらうためのPRとかが必要ですね。私も正直言って、この仕事に就くまでよくわからなかったのだけれども。やっぱり指定管理者そのものが、今、行政とどういにかかわりを持っているのかとか、そういうことをきちんと行政でPRしていく必要があるのではないかと。 おっしゃったように、志のある方はぜひ市と、あるいは市民とともに白井市の発展のために貢献しませんかと、そういう呼びかけ文みたいなものをやはり発していかないと、「えっ、そんなのがあったの」って感じかもしれないですね。 だからやっぱり、指定管理者制度は、宣伝不足もちょっとあるのだろうかなと思って。それは、もちろん見ればちゃんと書いてありますよ。書いてあるのだけれども、何かその辺でないですかね、指定管理者制度について改めて市の広報にきちんと書いていくとかね。
〇〇委員	形ができてからドンと出てくるのですよね、役所さんの仕事は。その前に説明会っていうのですかね、ざっくばらんに、例えば経営者になりませんかとかですね、そういうセミナーをちょっと打っていくと。やっぱり興味ある方は出てくると思うね。そういう、こういうものもありますよっていう、今おっしゃられたように、説明会なんかあったというのがおもしろいのかなという気がしますね。
事務局	今の話を聞いて、自治体が公募をかけても1者しかいないというくだりになりますよね。それに対しては課題として、指定管理者そのもの

	のの制度の浸透が薄いつてことですよね。ですからもう少し、指定管理者制度そのものを広く市民や事業者にアピールするということなのですよね。その部分はやっぱり今後の課題ですよね。実際集まらないのですから。もっと広くいろんな人たちに、これから手を上げる人たちにも周知徹底を図るというのが、大きな課題ですよね。そういう内容を少し書いたほうがいいですね。
会長	そうですね。 あと、応募するときのバリアっていうのは、高くないのですか、これどうなのでしょうかね。このいろいろ、もちろんこれをちゃんと読んだ上で、申請書類をつくっていくわけですがけれども。その辺が、バリアとなっているのでしょうか。
事務局	高いと思います。初めてやる人たちには、これだけの資料をつくるのは、非常に大変な作業です。
会長	大変なのですよね。
事務局	例えば、いろんな業務委託にしたって、単価がわからないって部分があるじゃないですか。一体どのくらいやらなくちゃいけないっていう仕様書だけではなかなか理解がいかない。それと、賃金と保険の支払いというのは、重要です。なかなか1カ月間の期間があるのですけれども、新しくやるには準備っていうのは結構かかります。ただそれがないと審査ができませんからね。
会長	それは最低条件なのだけれども、あんまりバリアが高すぎると、それを越えられないから。何かその辺ではどうですか。
〇〇委員	資料をつくれなかったら事業はできないですよね。確かにこの資料大変なのだけれども、でも、この内容を全部把握している人でないと、事業は任せられないのですよね。
事務局	はい。人の管理もできないし、事業もそうですね。
〇〇委員	自主事業もそうだけれども、金銭的な給料だとか、経営のほうもね。そこまでちゃんとわかってないと、事業者としては合格させられないのですよね。そうすると、今現在、地域で起業している人、実際にやって、ちゃんと全ての人を雇うってことに対するノウハウを知ってい

〇〇委員	て、それに加えてそういうことに関心のある人たちがやると、いうのが多いのかな。ポンと答えはすぐには出ないと思うのですけれども。 何らかの活動とか、違うジャンルでもいいでしょうけれども、そういう経験とかをやっぱりある程度ないと、その後に、急にやったときに難しい部分がありますね。
会長	そうですね。広報しろいに、ちゃんと行政と指定管理者の内容とか、指定管理者が具体的にどういう活躍じゃないけれども、皆さんのお役に立っているかとかそういうことも。
事務局	今の話を整理しますけれども、情報をもう少し流す。指定管理者制度のそのものの周知の徹底を図って、参加者を増やす努力をする。それともう一つは、地元の経済効果に貢献できるような雇用というものもある程度考えていくと。その二つで整理していいですかね。
〇〇委員	指定管理はもうからないとかって思っている人って、いっぱいいるのですかね。
事務局	ほとんど人件費ですから、人件費もそれなりにちゃんとお支払いしている。当然、県の最低賃金以上に払っていますから、いいと思っっているのですけれども。何が入って来られない理由かがわからない。でもこれは、総務省が何年に1回調べているのですよ。でも、どこでもやっぱり同じような意見で、もう形骸化しているのが現実なのですよね。なかなか新規で入ってくる団体が少ないと。
〇〇委員	商売としては、うま味のない商売ですよ。僕は指定管理者の審査委員の話が来たときに、何で市役所がやらずに、指定管理者業者を選んでさせるの、市役所の職員の給料が高くて、民間に投げたほうが安くあがるからでしょうという感覚だったのですよ。 だから、うま味のない商売だと思うのですよ、これはね。そんな感じしませんか。だって市がやっていたのを投げるってことだからね。だから決して大きくなんかなりませんよね。今の団体さん、これはビル管理がメインですから、こういうのにも手を出せるのでしょうかけれども、そうでなかったら、ちょっとできませんよね。 市の業者で、会社経営や何かをやってらっしゃる企業いっぱいありますよね。いわゆる中小企業、中小じゃなくてね、零細企業なのです。こんなに難しいのをつくれるわけがないですから。世の中に絶対

事務局	というのは、ないのでしょうかけれども、まず不可能ですよ。僕のお客さんで、こういう書類をつくれる会社ないですよ、はっきり言って。ありません。だから、新規に出てくるのは難しいですよ。と思います。
事務局	人件費については、当時の直営のときの職員の人件費を見て、ある程度の数値を出しているのですよ。だから、そんなに極端に非正規職員と人件費が下がるとは思っていないのです。当然それは、そんなに職員と差があってははいけませんので。 ただ、いろんな提案を見ていると、当時職員3人でやっていた分が、5人とか6人って結構多くやっていますよね。いろんな人を雇用しながら配分しています。それで、サービスの質を確保しているのですよね。事務の配分を増やしています。そういうのもありますけれども、やっぱり何でしょうかね。
会長	やっぱり長い目で見て、少子高齢化で人手不足でしょう。もう自由に外国人労働者を入れようって話が本格派してきているぐらいだから。要するに人手不足は、これからどんどん進む。 ただ一方で、そういう仕事、ニーズはあるわけですよね。それをどうやって埋めていくかってことなのだけれどもね。だから、やっぱりもう少し指定管理者の仕事をきちんと説明していくしかないのではないですかね。
事務局	制度そのものを。
会長	制度そのものを、具体的に市の例として、あるいは、だから、広報しろいも1回きりじゃなくて、連載でずっとこうやっていって。市として、指定管理者に対して積極的に取り組んでいるのだと、市民に思わせていくしかないと思う。そういうことで、ぜひ広報宣伝活動きちんとやっていただいて。それと文書作成なんかも、これ、指導するところがないとね。
〇〇委員	それは市だね。
会長	市ですね。逆に、そこまで踏み込んで説明されればいいと思うのですよ。申請については、複雑にわたりますので、担当課が丁寧に説明いたしますとか、ご相談に乗りますとか。他団体の申請書類は、よそに見せてはいけないのでしょうか。これは、すばらしい例であるとか。

事務局	公開されたものを見るときには黒塗りです、ほとんど。
会長	いずれにしても、もっと宣伝をきちんとやって、事業内容を説明して、市としても、審査委員会が言ったからじゃなくて、市そのものがこれからの長い目で見て、行政のあり方も考えてやっていって、そういうことについて。
事務局	わかりました。指定管そのものの普及なり、市民の理解を得て、新しい人を育成するのだったらそれなりの支援ですね。この辺がやっぱり必要だと。
会長	白井市が中心となって。
〇〇委員	そう。
会長	新しい指定管理者を育成していく、そういう姿勢をぜひ打ち出していただければと思います。
〇〇委員	大変なことだと思いますよね、実際に。
事務局	もう直営には戻れませんからね。今の全体の正規職員数で、今の施設を全部管理するのは不可能ですから、やはり指定管理者にお願いする必要がある。そのときには、サービスの質をどうやって。競争しなければいけない世界ですから。同じ団体ですずっとやっていていいかっていうことではないですからね。どこかで変化を生まなくちゃいけないので、そういう意味では、競争相手がいっぱいいたほうが、いいサービス展開ができますので。
〇〇委員	確かにそうなのですけどもね、決まったほうとしては、結局3年、5年っていうあれで切られて、もしもっていうことになる、そのためにあれだけ頑張ったけれども、結局3年で終わっちゃったってことにもなっちゃうよね。そこら辺がどうなのかなと思う。でも、しょうがないよね。何か難しいですよ。
〇〇委員	この申請書類なんていうのは、情報公開されないようになっているのですか。

事務局	請求があれば公開しています。
事務局	公開しています。ただ、公開はしていますが、数字とかについては、経営にかかわる部分は消えているものもあります。
〇〇委員	データでもあったら、コピペすればすぐ使えるじゃない。
事務局	公民館とかそういうところもあるようです。
〇〇委員	そうですね。
会長	それでは、時間もまいりましたので、次の会議の予定に進みましょう。
事務局	今言われたことを少し整理しまして、提案をさせていただきます。
会長	それでは、次 10 月の日程について教えてください。
事務局	議題 4、今後のスケジュールとして、ご説明させていただきます。10 月 24 日、13 時半から。内容としては、本日行われました市民プールの指定管理者候補者の答申案についてということと、あと、先ほどお話いただいたことを、提言という形にするかそうじゃないか、そこについては、少しまとめて皆様にお示ししたいと思います。 あと、これについても来年度の方向性ということになるので、まだ確定ではないのですけれども、この施設について、労働条件審査をやるとかそういう話を少しできればなと思っております。まだこの時点で確定しないので、こういうようなことで話を進めているという、途中経過の報告という形になると思うのですが、来年度に向けてということについてご説明できるかと思います。 こちらで以上となります。
会長	どうもありがとうございました。 これをもって、第 5 回審査会を終了させていただきます。
一同	ありがとうございました。
(終了 午後 3 時 45 分)	